

柑橘王国の源流

－「愛媛の農業・農村を考える」③－



(公財)えひめ地域政策研究センター 特別研究員 香月 敏孝

【要 旨】

高度経済成長期に果物の消費量が急速に増加するが、かかる消費拡大を牽引した代表品目が温州みかん（以下、みかん）である。そしてその消費拡大に最も貢献した産地が愛媛県である。本稿は、こうした特徴を持つ愛媛県農業の展開過程を追跡したものである。

本稿では、まずもって、食生活の長期的な変化をたどる中で、果物およびみかんの商品としての性格・位置づけを明らかにした。次いで、それらを踏まえ、みかん生産を担ってきた愛媛県農業者の対応について整理した。その際に注目したのは、高度経済成長期に急速に産地形成を成し遂げた愛媛県柑橘作の基礎は、明治期以来の生産者たちの主体的な取り組みとそれにかかわる組織づくりによるところが大きい点である。

はじめに

本シリーズの前号では、愛媛県農業の長期的な展開過程を作物生産の動向に注目しながら整理した。そこでは、高度経済成長期の1960年代前半期において、50a規模のみかん作経営であっても専業農家として成り立ちうるほど、みかんは他の作物と比較し隔絶した高収益をもたらす作物であったことを示した。

急速なみかん作の拡大の背景には、こうした農家レベルでの高い収益性を基礎にしており、これに加えて愛媛県ではみかん作導入に特化したともいべき農業構造改善事業が実施された効果が大い。

とはいえ、みかん作の導入・普及は、個々の農業者の取り組みとそれを支援する政策だけで可能であった訳ではない。産地拡大は生産者たちの組織的、集団的な取り組みによるところが大きく、その長期にわたる蓄積があってこそ、高度経済成長期の対応が可能であったと考えるべきであろう。本稿は、そうした観点から、改めて愛媛県みかん作の展開を追跡することにする。

1. 高度経済成長期における温州みかん消費・生産拡大

(1) 食生活の変化と果物・みかん

みかんは簡単に手で剥くことができ、冬季にみずみずしい清涼感を与えてくれる果物である。かつて年末年始の進物品として購入されるなど高級、贅沢品としての性格が強かった。これが、高度経済成長期に入り一般庶民の所得増加が実現すると、旺盛な消費増加が喚起された。こうした状況に対応し、急激な生産増加が図られ、価格は低下、みかんは大衆食品へと性格を転じていった。炬燵にあたり、テレビを見ながら箱買いしたみかんを食べる。みかんは、高度経済成長期の食生活を演出する食材であった。

ここで改めて、わが国における食生活の変化を追跡してみよう。図1に、戦前から高度経済成長期に至るまでの主食作物の供給量（国民1人当たり純食料⁽¹⁾）の変化を示した。昭和戦前期の主食は、それぞれ米が130kg、いも類が30kg、小麦が10kg程度といった構成で、米の位置づけが極めて高く、日本人の食生活がまぎれもなく米食中心であったことを示している。これが戦時下を経た

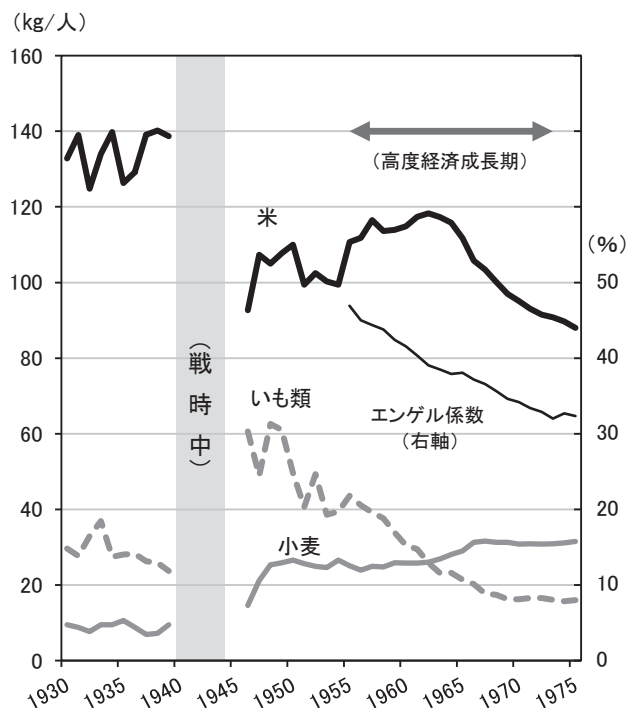


図1 米・小麦・いも類の食料供給量の変化
(昭和戦前～高度経済成長期、全国)

資料：加用編（1977）から作成。

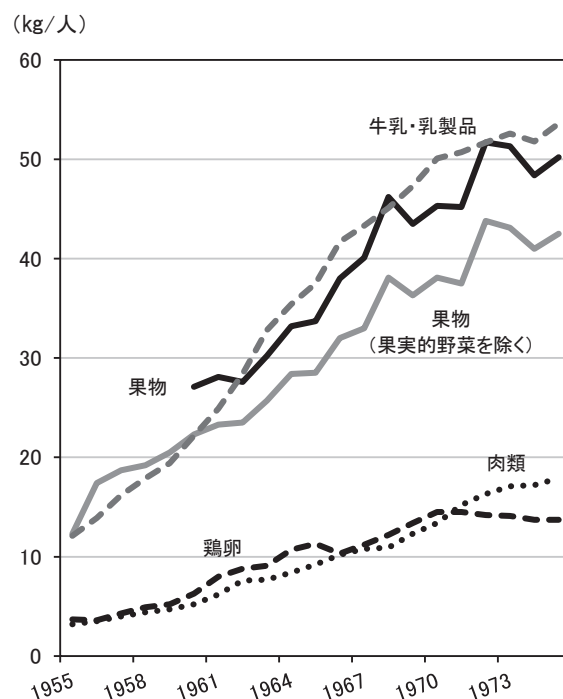


図2 畜産物・果物供給量の変化
(高度経済成長期、全国)

資料：図1に同じ。

終戦直後では、水稻作の生産基盤が大きく棄損したことから、米が100kg前後までに減少。一方でカロリー代替食糧としてのいも類が60kg、小麦が30kg程度にまで増加している。小麦は、アメリカからの食糧援助が主体である。その後、生産の回復にともなって米供給量は増加していく。しかし、高度経済成長期に入り10年ほど経た1960年代半ばには、米消費量は減少に転じた。高度経済成長による所得増加が食生活を大きく変えていった。

所得が増大すると消費支出に占める食料費の割合が低下していく。エンゲルの法則が当てはまる状況になったのである（エンゲル係数の変化は図1に表示）。同時に、この過程は、食料品の構成も変えていく。食の洋風化が進み、消費が増加する品目と減少する品目との分化が生じた。米が減り、小麦は増加したものの、主食としての穀物消費の総量が減る中で、副食品と位置づけられる食品の需要は増加していった。

図2に示したように、高度経済成長期に急速に

消費が拡大した食品として、畜産物（食肉、鶏卵、牛乳・乳製品）と、果物が挙げられる。高度経済成長期の開始年である1955年と最終年である1973年までの供給量の変化を示せば、肉類5.3倍、牛乳・乳製品4.3倍、鶏卵3.8倍、果物（果実的野菜であるメロン、いちご、すいかを除く）3.5倍となる。従前の消費量が少なかったとはいえ、高度経済成長期におけるこれら食品の消費増加は極めて大きかった。これに対して、図には示していないが他の食品については、穀物0.8倍、魚貝類1.3倍、野菜1.4倍等である。米を主食とし、魚と野菜を副食とする伝統的な和食を中心とした構成から、かなり変化していることがわかる。

以上を踏まえて、次に果物消費増加の内容を精査してみよう。図3に1960年から2018年の長期にわたる品目別の果物国内消費仕向け量の変化を示した。これは、国内産と輸入とを合わせた国内消費に仕向けられた果物重量であり、加工品での輸入は、加工前の原体重量に換算している。1970年代前半までの高度経済成長期の動きとして、急速

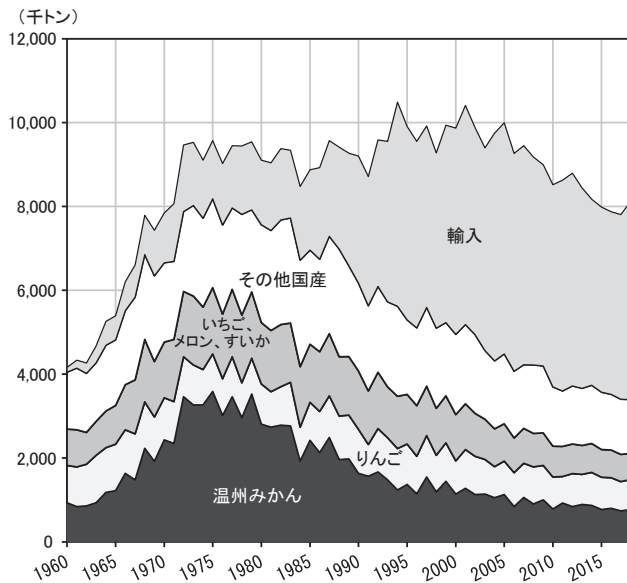
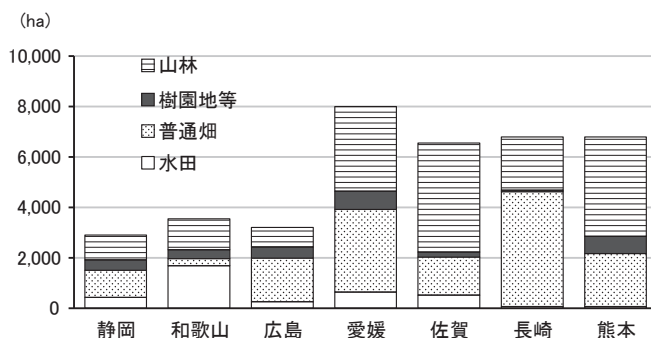


図3 果物・国内消費仕向け量の変化

資料：食料需給表（農林水産省）から作成。

に消費量が増加した点は前述のとおりであるが、注目すべきは、その消費増加に寄与したのが、温州みかん単品によるところが大きい点である。すなわち、1960年から1973年までの果物消費仕向け量は、4,164千トンから9,529千トンへと急増し、その増加分は5,365千トンに達する。この増加分の寄与率を品目別にみると、みかん44%、りんご1%、果实的野菜14%、その他国産果物15%、輸入果物26%となる。輸入果物も含め、果物の消費増加に最も貢献したのが、みかんであった。なお、

図4 新規開園みかん園（1964～1968年）
—主要県別・開園前の地目別—

資料：豊田（1979）106頁、表2から作成（原データは農林省「作物統計」）。

この時期には1963年にはバナナ、1964年にはレモンの輸入自由化がなされるなど輸入果実の消費量も増加している。このような輸入部分を除き、国産果実だけの増加量に注目すれば、みかんの寄与率は59%にも達する。

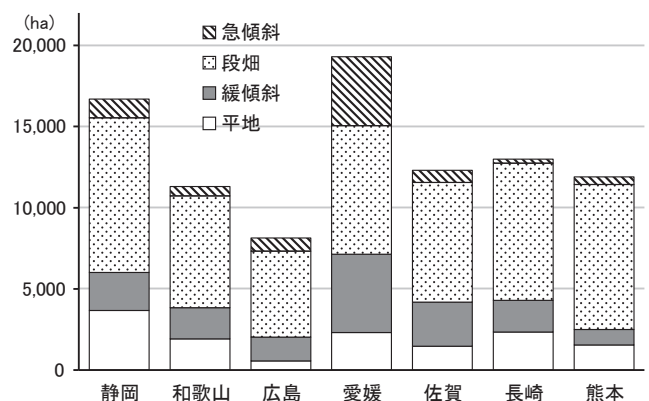
（2）産地対応の実態—愛媛県を中心に—

次に、高度経済成長期における温州みかんの産地動向について、愛媛県を中心に整理していこう。

明治期、県別にみたみかんの産地は、和歌山県とその近県である大阪府、京都府が先行し、次いで静岡県の規模が大きかった。愛媛県は、明治30年時点において、20番目ほどの規模に過ぎない産地であった（和歌山県が3,000ha、静岡県が1,000ha規模であったのに対して、愛媛県は100ha程度）。それが、昭和戦前期には、愛媛県は、静岡、和歌山に次ぐ規模にまで成長している⁽²⁾。

そうした過程を経て、戦後、高度経済成長期に至るが、この段階では、産地規模拡大が最も顕著であったのが、愛媛県である。かかる状況を示したのが図4、図5である。

それぞれ主要県別に、図4は新規みかん園面積（1968年までの5年間）を、図5は同開園分を含む1968年時点のみかん園面積を示したものである。また、図4は開園前の地目構成を、図5はみ

図5 みかん園面積（1968年）
—主産県別・園地形状別—

資料：図4に同じ。

注：傾斜度15度以上が急傾斜。

かん園の形状構成をあわせて示している。なお、1968年は、全国的にみかん産地形成が進み、最初の価格暴落となった年である。両図に示した県のうち、静岡、和歌山、広島を旧産地とすれば、愛媛および九州の各県が新興産地である。図4に示したように新興産地での規模拡大の動きは活発で、中でも愛媛県の動きは顕著であり、図5に示したように、愛媛県は全国最大の産地に成長している。

愛媛県での開園は、佐賀県、熊本県と同様に山林からの造成が多く、長崎県と同様に普通畑からの転換部分も多い（愛媛県では、麦、甘藷等を栽培した段畑からの転用が多い）。このため、図5に示したように、愛媛県の園地は、段畑を含め急傾斜地が多い点が特徴となっている。こうして、愛媛県では、山林、段畑といった傾斜地を中心に、作業効率は悪いものの、みかん栽培が可能な地片を積極的に、園地に組み込んできた経緯がみとれる。

では、このように高度経済成長期に産地拡大を図ってきた愛媛県では、どのような出荷対応を行っていたのだろうか。表1は1965（昭和40）年における全国地域別みかん入荷量について、全産地からの入荷量と愛媛県産の内数とを示したものである。同年、愛媛県産みかんは、全国流通量の17%を占め、この点でも全国最大の産地であ

る。愛媛県の出荷対応の特徴は、まずもって出荷の53%と過半を東京都に振り向けている点である（関東計では60%に及ぶ）。次いで、大阪府が14%（近畿計では21%）を占める。つまり、京浜、京阪神といった大都市圏主体の出荷となっている。

これを市場側からみると、東京都の入荷量の32%が愛媛産で、愛媛県が最大産地である。大阪府は24%が愛媛産で第3位であるが、大阪市に限れば、最大産地はやはり愛媛県である⁽³⁾。以上みてきたように、高度経済成長期にみかん生産を最も拡大した産地が愛媛県である。そして、その販売対応は、東京、大阪という規模が大きく同時に価格形成力もある市場に集中的に出荷を行って、そこでの最大占有率を確保している。

このような愛媛県における生産拡大や販売対応がいかにして可能であったのだろうか。愛媛県がおかれた産地の立地条件等からみて個々の生産者の活動だけでは、こうした対応が十分にできたとは考えにくく、組織だった対応による成果と考えるべきである。そして、こうした組織対応は、高度経済成長期になってにわかに可能となったという訳でもない。実は、その組織的対応の基礎は、明治期以来の取り組みの成果と考えられる。かかる観点から、以下、本稿の後段では、愛媛県みかん産地形成の端緒を明治期までさかのぼって考察していくことにする。

表1 市場地域別にみた愛媛県産・温州みかんの入荷量（1965年）

入荷地域	(1) 入荷量	単位(トン、%)	
		(2) 愛媛産 (割合)	愛媛産の割合 (2)/(1)
全国	1,066,494	181,178 (100.0)	17.0
北海道	51,877	3,432 (1.9)	6.6
東北	50,231	4,698 (2.6)	9.4
関東	393,767	108,371 (59.8)	27.5
東京都	298,227	96,149 (53.1)	32.2
北陸甲信	76,115	5,917 (3.3)	7.8
東海	104,399	6,361 (3.5)	6.1
近畿	199,776	38,629 (21.3)	19.3
大阪府	98,538	24,373 (13.5)	24.7
中国・四国	102,218	13,759 (7.6)	13.5
九州	88,111	11 (0.0)	0.0

資料：愛媛県青果農協連（1968a）483頁記載の表4-71から作成。

注：原データは、愛媛統計調査事務所「愛媛のみかん」。

2. 愛媛県における柑橘生産の長期動向

—明治～昭和戦前期—

(1) 年代区分と諸団体

明治期には、みかんは茶、生糸などに続く輸出振興作物と目された⁽⁴⁾。我が国近代化のために必要な外貨獲得を担う商品として期待されたのである。また、昭和期に入ると果実は、都市部の形成に伴う富裕層向け商品としての需要増加が見込めた⁽⁵⁾。

こうした状況の下、この時期、輸出振興、国内市場向けのいずれの需要に対しても、商品生産に適合できる農業者の育成、輩出が求められてい

た。しかし、商品としての新作物の導入・普及は個々の農業者だけでは困難が多く、生産者の組織化とそれに基づく実践活動、そしてそれらを支援、助長する政策とが相まって商品生産が展開していくことになる。

こうした点を念頭におきながら、明治～昭和戦

中期の愛媛県みかんの生産・販売をめぐる主な出来事を年表に整理すれば、表2のようになる。時期区分すれば、①みかん導入期としての明治期、②農業者の組織化が進んだ大正～昭和戦前期、③戦時統制下の戦中期とすることができる。また、各期で、中心となった主体、組織を示せば、①は

表2 愛媛県みかん関係史（明治～昭和戦前期）

元号	西暦	できごと(○全国、●県、◇県内地区のできごと)	年代区分
明治	17	1884	みかん導入期
	24	1891	
	29	1896	
	32	1899	
	33	1900	
	34	1901	
	35	1902	
	38	1905	
	40	1907	
	42	1909	
	43	1910	
大正	1	1912	農業者組織期
	2	1913	
	3	1914	
	4	1915	
	5	1916	
	7	1918	
	10	1921	
	11	1922	
	12	1923	
	1	1926	
昭和戦前	2	1927	輸送共同 ↓ 共同選果
	4	1929	
	5	1930	
	6	1931	
	7	1932	
	8	1933	
	9	1934	
	10	1935	
	12	1937	
	13	1938	
	14	1939	
	16	1941	
	17	1942	
			統制期

資料：愛媛県青果農協連（1968a）、林（2019）、豊田ほか（2018）、川東（2010）、梓谷（1977）等に基づき作成。

商人、②は同業組合・出荷組合、③は農業会となる。以下、時期区分ごとの活動をみていくことにしよう。

1) 明治期—商人主導による柑橘作導入—

明治期におけるみかんの販売、商品化は商人によるところが大きい。商人は、産地に拠点をおく産地商人、産地商人から買い付けを行うなどして消費地の問屋に出荷する中間商人、消費地にあって小売商向け販売を行う問屋などからなる。愛媛産みかんの東京（神田）出荷を先駆的行ったのは、吉田町の産地商人であった（1884年）。しかし、輸送に伴う腐敗果が多く、運賃高だったことから、出荷は中断を余儀なくされた。また、山口県三田尻等からみかん買い付けのため吉田港に来港したのは、県外商人である（1891年）。買い付けたみかんは他産地ブランド、紀州みかんとして販売されるなど、消費地では、愛媛みかんと認知されることはなかった。その他、後述するように商人が介在する販売では、様々なトラブルが生じたこともあり、生産拡大と販売対応を担う生産者主体の組織設立が模索されていく。

こうした状況とも関連して、明治期には、農業者等の組織化を促進するための、法整備が進んでいる。1899（明治32）年に「農会法」、1900年に「同業組合法」、「産業組合法」が制定されている。

農会は、大規模農家など地域の農業者を会員とする農業団体であり、行政と連携しながら、県、郡、町村の各層に組織を作り、農業者に対する講習・講話会、栽培状況の視察・調査、農産物の品評会・審査会、主要農事問題を議論する農事大会の開催などを実施する組織である。愛媛県の場合、農会の設立は農会法の制定以前から取り組まれており、活発な活動を展開している。

農会の活動は、農業技術の普及に重点をおき、品目も稲作主体であった。このため、有力な地域特産物については、農会とは別途、商品化を進めるために、品目別の同業組合の設立が図られている。同業組合の目的は、重要な地域特産物につい

て、商品として通用するだけの品質の統一や規格化を図ることであり、当時の輸出産業育成策の一環をなすものであった。事業としては、製品検査、紛争調停、表彰や品評会の開催、技術指導などである⁽⁶⁾。同業組合は農会の場合もそうであるが、営利事業が禁止されており、販売については斡旋ができるのみであった。また、同業組合は、農会とは異なり、流通過程における組織化を目指していることから、商人も会員となることができる。

一方で、産業組合は、地域の組合員が出資し設立した協同組合で、組合員のための相互金融、生産・生活資材の購入、生産物の販売等の経済事業を主に実施する法人組織である。特に、昭和恐慌期の農村経済更生運動の中心的な役割を果たす組織として、位置づけられた。農業者が販売上の組織化をめざす場合に、産業組合の設立は有効であるが、愛媛県における柑橘販売では、産業組合の活動は限定的であり、任意組合としての出荷組合が重要な役割を果たしていく。

もう一点、この時期の重要な動きとしては、国立農事試験場の園芸部が静岡県興津町に設立されたことである（1902年）。これが、わが国柑橘作の試験研究組織の中核を担い、同試験場から輩出された技術者が愛媛に招聘され、農会、同業組合、県試験場などで、柑橘作の指導・普及にあたることになる。

このように、柑橘の生産拡大、出荷対応をめぐる農業者の組織は、それぞれの組織の役割が重層しており、やや複雑な関係になっている。この点を含め農業者の組織化の過程について、次にみていくことにしよう。

2) 大正・昭和戦前期

—同業組合・出荷組合による農業者の組織化—

愛媛県では、大正期にはいると、郡レベルでの柑橘生産・販売振興をめざして同業組合の設立が進む。表3にその概要を示した。県内に4つの柑橘部門の同業組合が設立されたが、特に活動が活発だったのが、「伊予果物同業組合」（中予）と

表3 同業組合を中心とした柑橘生産・販売組織の特徴

		東予	中予	南予	
同業組合	名称	伊予越智郡 果物同業組合	伊予 果物同業組合	西宇和 果物同業組合	宇和 柑橘同業組合
	設立	1916 (大正5)	1913 (大正2)	1916 (大正5)	1914 (大正3)
	活動地域 (郡域)	越智郡	温泉郡、伊予郡	西宇和郡	北宇和郡、東宇和郡、南宇和郡
	構成員	生産者	生産者	生産者 商業者	生産者 商業者
産業組合		—	○	—	○
地域の活動 内容・特徴		・同業組合の活動はやや低調で、個々の出荷組合をベースとした活動が中心	・当初、梨等多種の果樹振興を推進 ・同業組合が北米輸出、満州市場を開拓	・同業組合の活動はやや低調、出荷組合の活動が中心 ・県南予柑橘試験地と連携	・誘致した県南予柑橘試験地と連携し、栽培技術開発、販売対応とも活発な活動を推進

資料：愛媛県青果農協連（1968a）等から作成。

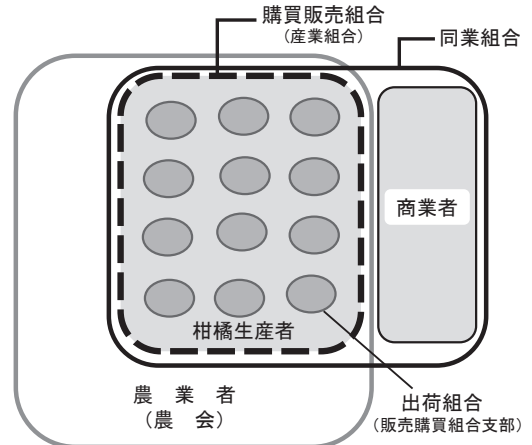


図6 郡レベルの柑橘生産・出荷団体（模式図）—「宇和柑橘同業組合」の事例・大正～昭和戦前期—

「宇和柑橘同業組合」（南予）である。伊予果物同業組合は、柑橘の移輸出振興に、宇和柑橘同業組合は、優良品種の探索や栽培技術の普及などに成果をあげている。このうち、宇和柑橘同業組合について、他の組織との関係を示したのが図6である。この同業組合は、農業者と商業者の両者が会員となったために、販売の主導権を商人が握るところとなった。このため、別途、産業組合としての購買販売組合を立ち上げ、生産者による販売対応を行った。個々の出荷組合は購買販売組合の支部組織と位置づけている。こうして、同業組合の中に、生産者系と商人系の2つの販売ルートが併存し、両者が競合することになった。

さて、この時期の農業者の組織づくりは、いずれの地域でも、前半（大正期）の同業組合設立による技術普及、販売規格の統一から、後半（昭和戦前期）の出荷組合の設立によって、従前の商人主導であった販売から、生産者自らが共同して消費地問屋に販売する取り組みへと重点を移していく。この共同販売の組織的な基礎が出荷組合（集落等を基礎とする組合員数十戸からなる地域組織）である。共同販売も、当初は地元ないし中間商人に販売するための共同から始まったところも多い。また、問屋へのお荷も、組合員の荷をまとめて輸送費を節約する目的の輸送共同（取引は個々の生産者単位）という簡易なものから、共同

で選果し組合として統一された規格の大量荷口を市場に送って有利販売をめざす、より組織だった対応へと変化していく。

こうした出荷対応を担う出荷組合の設立とともに、愛媛県みかん販売は増加していくことになる。このことを示したのが図7、図8である。

図7に愛媛県のみかん生産規模の変化を栽培本数（県内地域別）の推移として示した。戦前までの果樹栽培規模は、園地面積ではなく栽培本数によって把握されていることから、これを面積に

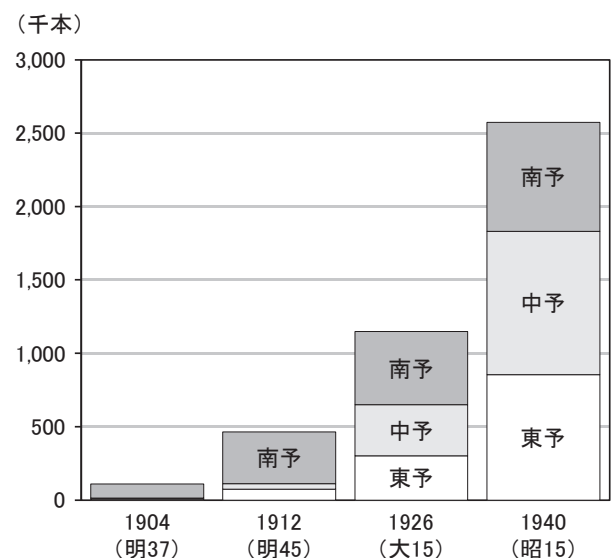


図7 みかん栽培本数の変化（明治～昭和戦前、愛媛県・地域別）

資料：的場（1958a）150頁第4表（データは県資料）等から作成。

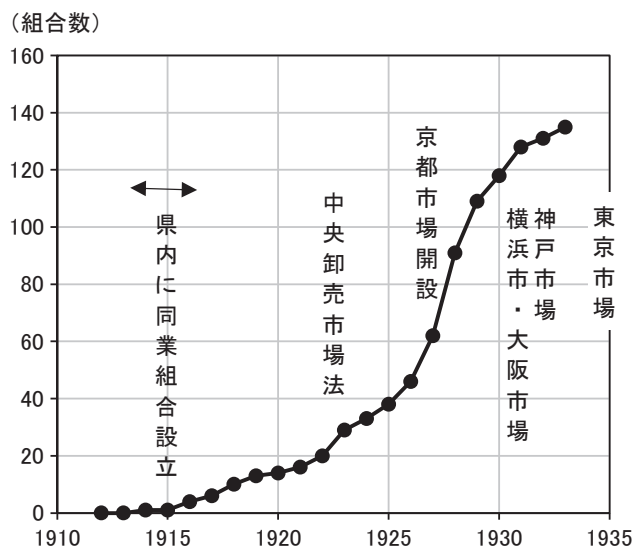


図8 柑橘出荷組合の設置状況（大正元年～昭和8年設置組合、愛媛県）

資料：愛媛県青果園芸連（1968a）195頁表3-24等から作成。

換算（75本で1反 $\div$ 10a）すれば、1904年150ha、1912年610ha、1926年1,500ha、1940年3,400haとなる。同図は地域別の規模もあわせて表示したが、これでわかるように、明治末期までは南予（北宇和郡立間村とその周辺が中核産地）主体の産地形成であり、大正期に入って県内他地域への拡大が進み、昭和期にはそれが加速している。

こうした動きと並行して、図8に示したように昭和期には出荷組合の設立が急増している。このように生産の拡大と販売組織化とが連動して展開していることがわかる。また、図8に記載したように、こうした出荷組合の設立は中央卸売市場設立の動きを敏感に反映したものといえる。この点については、後述する。

こうして愛媛県のみかん生産は、1940（昭和15）年あたりが、戦前のピークをなしている。前述のとおり、この段階で愛媛県は、静岡、和歌山に次ぐ産地規模に達している。

3）戦中期—農業会を中心とする戦時統制—

国家総動員法（1938年）以来、深まる戦時体制の下、太平洋戦争が始まる1941年には、青果物配給統制令によって青果物の価格、流通が統制され

る。さらにその翌年には、食料生産・流通統制をより強固にするために、農会、産業組合、同業組合等の農業関係団体が統合され「農業会」が設立された。こうした状況の下、柑橘生産・販売をめぐって、さらなる問題が生じた。農業会が主導して、みかん園を2割削減して、甘藷等の食糧生産に振り替えることになったのである。

これらの生産・出荷統制は、生産者団体の自由な活動を大きく制約するものであったが、それ以上に、それまで販売面に対抗していた商業者の活動を圧殺するものとなった。このことが、戦後の生産者団体に優位な状況をもたらすことになった⁽⁷⁾。

（2）座談会記録からみた産地形成の軌跡

1）座談会記録概要

愛媛県青果農業協同組合連合会は、1968年に『愛媛県果樹園芸史』を刊行している。その編纂に際して、みかん等果樹産地形成に貢献があった関係者から、当時の実態に関する聴き取りを行う座談会を実施している（1965年）。その記録が園芸史の別冊として刊行されている。座談会に参集したのは、その多くが当時70歳前後の明治20、30年代生まれで、過去には農業団体や行政の役職などを担い、座談会時点では後継者に農業経営を譲り、自らも農業に従事している古老たちである。

座談会では、彼らの忌憚りの無い発言があり、生き生きとした過去が語られている。ここでは、その一部を紹介したい。みかん栽培・販売当初の実態、販売上における商人との競合やトラブル、技術普及や市場開拓の取り組み、苦渋に満ちた戦中の対応などである。

座談会は、表3に示した4つの同業組合単位で開催されている。以下、文中での【 】は地域（南予Aは西宇和果物同業組合、南予Bは宇和柑橘同業組合）を、[]は筆者による補足コメントを表す⁽⁸⁾。

○みかん栽培・販売開始

【南予B】明治30年頃、みかんはハサミを使わず、

手でもぎって収穫した。阪神の間屋に送ったところ、腐りが出た。それで紀州に視察に行き収穫用のハサミを持ち帰った。[そうした経過があり、後に結成された宇和柑橘同業組合の定款には、収穫はハサミを使って丁寧にとという条文が加えられている。]

【東予】越智郡玉川で農業をしていたが、米麦だけではだめで、副業に果樹をと考えた。明治42年[本人22歳]のことである。郡農会技師の柳田さんに連れられ果樹園の視察に行った。松山、今治周辺で、みかん園はほとんどなかった。それでみかんをしようと思った。園の候補地をみもらった。勾配が相当きつい山林の方が良いみかんができると言われ、1反を開墾した。苗は斡旋してくれた。みかんが採れるまでは期間がかかるので、技師の助言で梨との混作にした。みかんを植えると、「こんなところでみかんができるのか」と、大勢の人が見に来た。

【南予A】[向灘のみかん農家で、本人は明治25年生まれ]当地にみかんを入れたのは、父とその仲間だった。父たちは、みかん2本で米2俵分の売り上げがあるというので、同志を募って苗を注文した。これまで自分で苗をつくったことはなく、密植になったところを間伐移植して園地を拡大していった。

○商人との対抗

【東予】越智郡大西町大井では、明治42年頃、生産者有志で組合をつくり名古屋枇杷島の間屋にみかんを出荷したが入金されない。なんども間屋を訪ねたが、先方は破産していて、回収できなかった。

【南予A】明治末から大正初めにかけて、真穴に吉田町の商人がみかんの買い付けに来た。農家が集まり、山売り[立木のまま販売、収穫は商人が対応]で内金をもらったが、値のいい時だけは引き取ってくれるが、そうでない時は、放っておかれる。商人の都合次第に農家は気をもむばかり。内金を返して、自分たちで販売しようかと思案したが、結局、代表が商人を訪ねていき、入金のか

わりに出荷箱の提供をうけ、これで個人荷造りして大阪天満の間屋に送った。

【南予B】大正3年に同業組合ができた。これは生産者による栽培の指導と生産者による出荷ということに着目し、町長や郡農会長らが相談して発案したもの。翌年に柑橘栽培の恩人ともいべき村松先生を招聘した。同業組合をつくったことで指導奨励はできるようになったが、販売はできなかった。消費地間屋を指定して、地元の商人に出荷してもらっていた。こうした状況を改善すべく、村松先生の助言もあり、昭和7年に宇和柑橘購買販売組合をつくった。しかし、何年にもわたり販売価格の面ではどうしても商人に負けてしまった。

【中予】大正8年頃、原町村[現・砥部町]に三津の商人が来て、みかんを販売したが代金回収に苦労した。商人は逃げ出しており、宿に泊まって2日ばかりで探し出したが、値切られてしまった。商人と売買するのはつまらんことと思い、昭和に入ってから共同選果荷造をすることになった。

○県南予柑橘分場設立、技術開発・普及

【南予B】松山に試験場があるのに、柑橘生産に熱のある南予に試験場がないのは問題との声で、同業組合等の地元組織も負担することで昭和8年に設立がなった。候補地として玉津と立間が争ったが、くじで玉津に決まった。養蚕不況で村の財政が厳しい中で、玉津村では村有林23町を売却して資金を工面した。試験園地の造成には村内各地区から作業担当を出してもらい、岩盤を手でどけ石垣を積む工事を行った。同業組合の技師で初代場長になる村松先生が指揮をとった。

試験場の指導で、剪定がはじまった。指導は、相当大きな枝も落とす大胆なものだった。試験場と同業組合は定期的に会合を開き、百姓にも開放的に意見を求めるやり方だった。当初、村松場長も裂果が多いので早生品種の導入には慎重だったが、福岡で発見された「宮川早生」は有望と判断し、昭和9年から現地柳川に人を送り、穂木の大量導入を行った。

【南予A】向灘柑橘生産出荷組合は、昭和10年代に村松先生から分けてもらった「南柑20号」[昭和の初め、村松技師らが北宇和郡高光村にて発見した優良中生品種]を接木して増殖した。まだ奨励品種にはなっていなかったが、東京市場に試食品として継続販売したところ、結果が良好だった。近隣の支部にも穂木を提供した。県外からの引き合いには対応しなかった。

真網代では、昭和7年に「宮川早生」の苗木を福岡から導入した。園芸雑誌の紹介で有望と判断した。

【南予B】宮川早生が成り始めた昭和10年代になると、ヤノネカイガラムシの被害果[果実に煤がついたように汚れる]が増えたので、以前から同業組合と部落実行組合とが連携して取り組んでいたガス燻蒸[樹木ごと天幕で覆いガス散布]を強化した。

同業組合は、みかんに適合した肥料の配合を、肥料ごとの価格を熟知している購買販売組合と協力しながら、組合ごとに提示するなど指導に当たった。また、魚肥、大豆粕などの施肥による味の違いなども研究した。

○販路開拓・共選の成果

【中予】生産者団体として、みかん販路拡大を図るため、昭和9年、満州に出張した。現地では乾燥し水分がほしい季節に、みかんは凍っていても湯に入れてもどす、あぶって食べるなど、根強い需要があった。そうした調査に基づき、満州送りでも共選の成果をあげた。

【南予A】向灘では、共同出荷で大阪天満の間屋に出荷していた。当初は個人選果だった。多数あった間屋が大阪市中心卸売市場に一本化[昭和6年]されたので、そこに出荷した。品質は良いと評価されたが、売り負けていた。砥部共選や郡中共選を見学させてもらい、共同選果に切り替えたところ、初年の昭和8年には、たまるような値が付いた。その後も市場の評価を得るために大玉作りを意識して剪定を行うようになった。

○戦時下の対応

【南予B】柑橘は非国民扱い、肥料の配給はゼロの時代もあった。昭和19年4月、南予地区農民大会で、地域の役職を務めていることもあり、みかんを伐採するのは、自分の良心にそむくのでしたくはなかったが、「戦争遂行のためならば、イモを植えましょう」と発言せざるを得なかった。

【中予】甘藷供出のために山を開墾して、みかん園の維持を図った。[その一方で、]「お国に忠義を」の気持ちで、皆より多く園地を伐採したが、甘藷は思うような収量をあげることができなかった。

【南予A】みかんに配給された肥料も食糧生産に回してしまった。それで、みかん用に闇で硫安を買ったが、それが発覚して罰金を払わされた。

2) 座談会メンバーについて

一年代別の役職変化を中心にー

上で紹介した座談会の参集者は48名であった。年齢階層別に彼らの職歴を整理したのが表4である。座談会当時の年齢で、①75歳以上、②70-74歳、③69歳以下に区分した上で、職歴は、戦前期については農業者組織(4区分)、戦後期は地方自治体および農協の役職経験を示し、現職(座談会時)に関しては農協と農業(自営)の割合を示した。

同表でわかるように、参集者全体の75%とほとんどの者が、なんらかの形で戦前の農業者組織の役職についており、戦後についても48%と約半数が農協活動に関与している。座談会時には、17%と一部が農協の役職(相談役を含む)についてはいるが、多くは組織の役職を離れて大半(77%)が農業に取り組んでいる。

さて、こうした整理で注目すべきは、年齢階層別に担ってきた役職に段階的な変化が見て取れる点である。それぞれ経験役職割合が高い(表4の網掛け部分を参照)のが、①では農会・同業組合(60%)、②では出荷組合(64%)、③では地方自治体(68%)である。年齢・世代層による役割分担が確認できる。

表4 「果樹園芸史」編纂座談会出席者の役・職歴（年齢層別、1965年）

(年齢区分)		平均年齢	人数	出現割合(%)							
				過去の役・職歴(農業を除く)						現職 (1965年)	
				農業者組織(戦前)				町村長・ 議員、 公務員	農協		
計	農会、 同業組合	出荷 組合	産業 組合	農業会	農業	農協					
計	71.6	48	75.0	27.1	43.8	12.5	25.0	45.8	47.9	77.1	16.7
① 75以上	79.5	15	80.0	60.0	33.3	20.0	33.3	33.3	46.7	80.0	20.0
② 70-74	72.6	14	78.6	21.4	64.3	0.0	21.4	28.6	50.0	71.4	21.4
③ 69以下	64.6	19	57.9	5.3	36.8	15.8	21.1	68.4	47.4	78.9	10.5

資料：愛媛県園芸青果連（1968b）から作成。

注：農業者組織（戦前）の計は、いずれかの組織の役職員をした割合。

柑橘栽培・普及をめざした同業組合ないし農会の役職員として主に活動したのが、①年齢層であることになるが、彼らは同業組合設立時に30歳前後で、その後、青壮年期を通じてかかる活動を展開していったとみられる。なお、同業組合の活動が十分に活発でない郡では、その役割を担ったのが郡農会であるが、その担い手も①層が中心だったといえる。

次いで、同業組合の活動によって生産基盤の整備が進展してくると、農業者の組織活動は出荷組合の設立・運営を中心とする販売対応に重点を移していく。そして、これを主に担ったのが、②年齢層だった。彼らは、出荷組合の設立が加速していく大正から昭和への移行期に、30歳前半の年齢層であり、やはり青壮年期を通じてかかる活動を担っていったとみられる。

③年齢層の主な活動期間は、戦後となる（終戦時、平均年齢が40歳代半ばである）。戦後の農村民主化を担う組織として、農協と地方自治体（市町村）が重要な役割を果たしていくことになるが、表4に示した農業者は、その両者を支えている。農業者であり、農協の民主的な運営に参加しながら、自治体の首長、議員等として活動を行っていることになる。戦後段階、愛媛県柑橘生産者の地域社会における位置づけの一端が示されているといえる。

補論 中央卸売市場制度と産地形成

1923（大正12）年に制定された中央卸売市場法に基づき、最初に開設されたのが京都市中央卸売市場である（1927年）。以降、昭和戦前期までに、全国主要都市のうち横浜市、大阪市、神戸市、東京市に開設されている。同法は、1918年に発生した米騒動が示すような国民食生活をめぐる混乱した時代背景の下で制定され、中央卸売市場は、生鮮食品（水産物、青果物）の流通安定を担う日本独自の市場制度として登場した⁽⁹⁾。そして、その流通に及ぼす影響は、革命的であった。

図9に同制度の導入前後における青果物流通変化を模式的に示した。中央卸売市場以前の流通は、一部にはセリ取引が実施されていたものの、大半は農業者や商人の手を経て消費地に持ち込まれた商品を、問屋が買い入れた後、小売商に販売するものであった。この場合、問屋街（問屋集合市場）では多数の問屋が個別に営業しており、生産者—問屋、問屋—小売のいずれの取引も、それぞれ当事者同士が相対（すなわち1対1）で価格などの条件を提示しあって行っていた。そこで問題となるのは、零細な生産者や小売商と比較し情報量が多く資本規模も大きいなど優位な立場に立つことができる問屋が、自らに有利な価格を設定しがちになる点である。問屋ごとの買入価格は、公開されることはない。一方で資金力のない問屋の場合には、生産者への支払い不履行といった事態も生じた（前出の座談会記録を参照）。

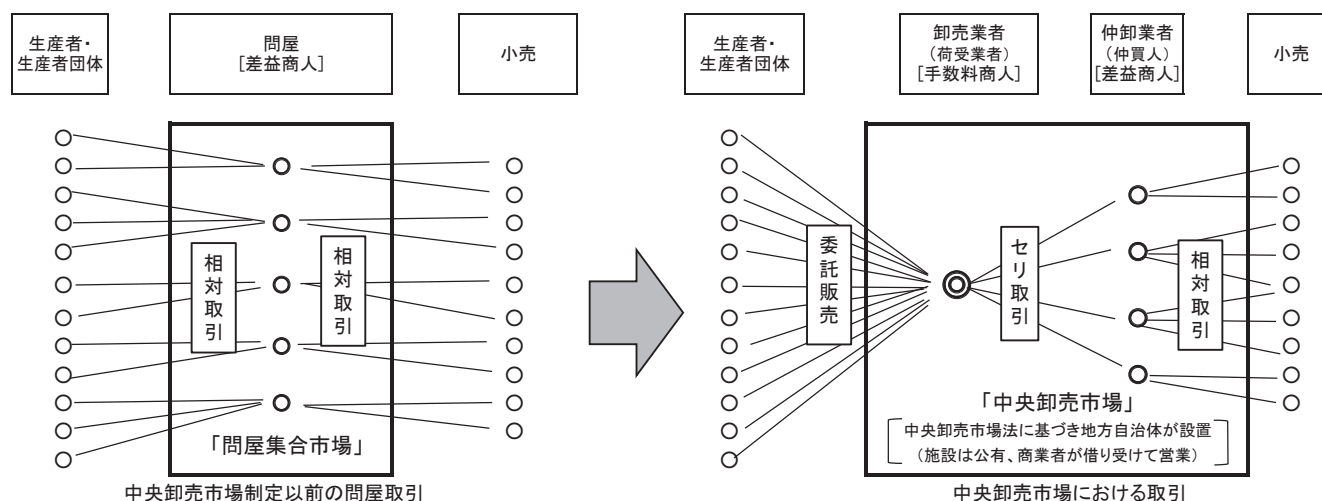


図9 中央卸売市場制度導入に伴う取引変化（概念図）

これが、中央卸売市場になると、市場は大阪市、東京市といった地方自治体が開設者となって、許可を受けた商業者が市が設置した施設を借り受けて営業する方式に変わった（従前の民設民営から公設民営へ）。さらに注目すべきは、その際に、営業を認められる商業者を卸売業者（荷受業者）と仲卸業者（仲買人）の2つに分割し、両者の間でセリを行わせる⁽¹⁰⁾こととし、セリで決定した卸売価格は広く公表されることになった。中央卸売市場の開設に伴って、生産者にとって公正で透明性の高い取引が可能となったといえる。

こうした市場制度の転換は、従前以上に産地商人、中間商人に依存することなく生産者組織による消費地出荷を可能としたばかりでなく、消費地出荷についても以下のような変化をおよぼした。

それまでの同業組合による販売斡旋では、問屋の価格形成力や代金決済能力を見極め、危険分散を図るために、同じ消費地の中でもいくつかの間屋を指定していたが、中央卸売市場へのお荷では、卸売業者1社への委託販売となったことから、このような対応は不要となった。加えて、従前にはなかった巨大な荷受業者の出現に対応して、規格のそろった大量のお荷を行って市場での占有率を高めることが、価格形成上、優位な産地となるための重要な戦略となっていった。

こうして、共同販売組織を結成し販売単位を拡大することを中心に、生産者組織による青果物産地形成が促進されることになった。

前述した昭和戦前期における愛媛県みかん産地の拡大も、このような市場環境の変化に対応した動きとして捉えることができる。

なお、中央卸売市場が地方都市も含めて本格的に整備されるのは、戦後期、それも高度経済成長期になってからであり、青果物大量流通を担う都市部での集荷拠点として機能していく。

おわりに

戦前期、愛媛県みかん生産・販売を担ってきた農業者組織の中核は、同業組合、出荷組合であった。それぞれ、戦後には郡単位で設立された青果専門農協とそれに参加する共選組合（選果施設を運営する地域組織、多くは任意組合）へと衣替えした。農業者組織は、農協系統組織として再出発することになるが、前掲表4に示したように、戦前期の経験を有する多くの関係者が農協組織で活動するなど、人的継続性は担保されている。

戦前期には、大阪、東京を中心とする大都市への共同出荷が推進された。出荷に当たっては、等級（外観）と階級（大きさ）とを組み合わせた精緻な共同選果も行われ、同時に、「宮川早生」、「南

柑20号」といった食味の良い優良品種の探索が行われている⁽¹¹⁾。

このような戦前期の到達点を土台として、愛媛県みかん生産は、高度経済成長期に大きく伸長することになった。それまでの生産・販売をめぐる組織化の実績が、高度経済成長期に増大したみかん需要を受け、いち早い対応を可能とさせたのである。

こうした産地形成のあり方は、農民層の集団的生産力を基礎とした農協共販の発展タイプ、すなわち戦前期を凌ぐ発展段階として注目され、「愛媛段階」と称された⁽¹²⁾。

【注】

- (1) 非可食部分を除いた供給量で、加工仕向け分も含む。流通・消費過程での減耗、廃棄分を含むため、食料摂取量とは異なる。
- (2) みかん生産の県別展開については、的場（1958a）145～149頁、豊田（1979）108～112頁等を参照。
- (3) 愛媛県青果農協連（1968a）481頁による。
- (4) 詳しくは、豊田ほか（2018）を参照されたい。
- (5) 1920（大正9）年から1940（昭和15）年にかけて、わが国の人口は、5,596万人から7,311万人へと増加したが、このうち東京府は370万人から735万人（特別区だけでは、217万人から678万人）、大阪府は259万人から479万人へと急増している。こうした都市部での人口増加が果物需要をもたらし、初発的な産地形成の背景となった。
- (6) 愛媛県における柑橘同業組合の実態については、愛媛県青果農協連（1968a）166～186頁、吉田（1985）226～233頁、林（2019）71～78頁等を参照。
- (7) 愛媛県青果農協連（1968a）231～234頁、吉田（1985）232～233頁等を参照。
- (8) ここで紹介した座談会での発言は、話し言葉で繰り返しの多い部分などについて、文意を損ねないように配慮しつつ、簡潔な表現となるよう筆者が再構成したもの。誤解に基づく記載があれば、その責任は筆者に帰する。
- (9) 中央卸売市場成立の経過については、梓谷（1977）が詳しい。
- (10) 卸売業者は生産者から委託を受け、商品をセリにかけて販売する。その際、卸売価格（セリ落札価格）の一定割合を手数料として受け取る。このため、卸売業者は卸売価格が高くなるほど、手数料も増えることから、生産者と利害が一致する。一方で、なるべく安く仕入れたい仲卸業者の利益は、小売商と一致する。こうした立場の違う商業者がセリを通じ、公正な取引を行うことになった。青果物を取り扱う卸売業者は、各市場に1社のみ設置された（ただし、東京市場の本分場は2ないし3社で発足）。
- (11) 等階級に基づく青果物の選別出荷は、戦後期、全国の農協出荷組織に普及したが、そうした対応が、戦前期に先駆的に行われていたことを示している。また、「宮川早生」、「南柑20号」は、現在でも愛媛みかんの主力品種として栽培されている（愛媛県HP「かんきつ類の紹介」参照）。
- (12) 的場（1958a）、豊田（1979）を参照。

【参考・引用文献】

- 愛媛県青果農業協同組合連合会（1968a）『愛媛県果樹園芸史』
- 愛媛県青果農業協同組合連合会（1968b）『愛媛県果樹園芸史編纂座談会記録』
- 香月敏孝（2021）「柑橘王国への道」『調査研究情報誌 ECPR』46、75-86頁、えひめ地域政策研究センター
- 加用信文編（1977）『改訂日本農業基礎統計』農林統計協会
- 川東埤弘（2010）『農ひとすじ 岡田温－愛媛県農会時代－』愛媛新聞サービスセンター
- 豊田紘子ほか（2018）「明治期日本における温州蜜柑の普及と在来小蜜柑からの嗜好変化」『歴史地理学野外研究』（筑波大学大学院人文社会科学研究科）18、21-81頁。
- 豊田隆（1979）「みかん危機と農法再編の課題—果樹産地形成＝地域農業再編とその変革主体—」『農業総合研究』33（3）、93-146頁、農業総合研究所。
- 的場徳造（1958a）「西日本の柑橘栽培と農業発展（一）」『農業総合研究』12（1）、141-171頁、農業総合研究所。
- 的場徳造（1958b）「西日本の柑橘栽培と農業発展（二）」同上12（2）、131-166頁。
- 村上節太郎（1951）「愛媛県の果樹栽培地域の地理学的研究（一）—分布及び発達過程について—」『愛媛大学紀要（社会科学）』1（2）、65-94頁。
- 林美俊（2019）『共販組織とボトムアップ型産地技術マネジメント』筑波書房
- 吉田浩（1985）「共販の展開と再編の課題」（桐野昭二・渡辺基編著（1985）『商業的農業と農法再編』日本経済評論社、第3章第2節、226-254頁。
- 梓谷光晴（1977）『中央卸売市場の成立と展開』白桃書房
- 愛媛県HP「かんきつ類の紹介」
<https://www.pref.ehime.jp/h35500/kankitsu/syurui.html>（2021.7.5確認）

Profile 香月 敏孝（かつき としたか）

農林水産省農業総合研究所（現・農林水産政策研究所）研究員、愛媛大学農学部教授、同社会共創学部教授（農山漁村マネジメントコース担当）等を経て、2020年4月から、えひめ地域政策研究センター特別研究員（現在に至る）。専門は、農業経済学。著書に『野菜作農業の展開過程—産地形成から再編へ—』（2005）農山漁村文化協会ほか。